

省エネ改修・バリアフリー改修した住宅の 固定資産税の減額について

税務課（内線534）

省エネ改修した住宅の固定資産税の減額

■要件

平成20年1月1日以前に建築された住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行ったもの（賃貸住宅を除く）。

■対象となる改修工事※①は必ず含むこと

- ①窓の断熱改修工事（外気と接するものの工事に限る）
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④壁の断熱改修工事
 - ⑤当該改修工事に要する費用が30万円以上であること。
- ※①～④の改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合していること。

バリアフリー改修した住宅の固定資産税の減額

■要件

平成19年1月1日以前に建築された住宅で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、バリアフリー改修工事を行ったもので、次のいずれかの方が居住していること。

- ①65歳以上の方
- ②要介護認定又は要支援認定を受けている方
- ③障害者の方

■対象となる改修工事

に適合していること。

■減額範囲

1戸あたり120㎡を限度として3分の1が減額されます。（※居住部分のみ）

■減額期間

1年間（改修工事が完了した年の翌年度分）

■必要書類

改修後3か月以内に次の①～③を税務課に持参してください。

- ①現行の省エネ基準に適合した住宅であることの証明書（建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行したもの）
- ②工事内容や金額を示す工事明細書及び領収書
- ③印鑑

- ①廊下幅の拡幅
- ②階段のこぶ配の緩和
- ③浴室の改良
- ④トイレの改良
- ⑤手すりの設置
- ⑥屋内の段差の解消
- ⑦引き戸への取り替え
- ⑧床表面の滑り止め化

⑨当該改修工事で、補助金を除く自己負担額が30万円以上のもの。

■減額範囲

1戸あたり100㎡を限度として、3分の1が減額されます。（※居住部分のみ）

部分のみ
■減額期間 1年
■必要書類

- 改修後3か月以内に次の①～⑤を税務課に提出してください。
- ①申告書
- ②申告の日に住居している方の住民票
- ③居住者要件を満たすことを示す書類の写し
- ④工事明細書（対象となる工事の費用が分かるもの）
- ⑤改修工事箇所の写真、図面等

「伊予市都市総合文化施設条例」「伊予市公園条例」の一部改正について 意見公募手続制度による意見を求めます

都市整備課（内線568）

市は、伊予市都市総合文化施設条例及び伊予市公園条例の一部を改正することについて、伊予市意見公募手続条例の規定に基づき公表するとともに、次のとおり市民の皆さんからの意見を公募します。

■政策等の名称

- ・伊予市都市総合文化施設条例の一部を改正する条例(案)
- ・伊予市公園条例の一部を改正する条例(案)

■閲覧場所

伊予市役所1階ロビー、各地域事務所の市政情報コーナー
※伊予市ホームページで閲覧することもできます。

■意見の提出期間

7月7日(月)～28日(月)、8時30分～17時30分の執務時間中

■意見の提出方法

直接持参、郵便、FAX、メールによる。

■意見の提出先

都市整備課公園管理担当(☎)
98211234、Eメール
tosisei@city.yo.lg.jp

レジ袋！NO！キャンペーン2008 参加協力店を募集します！

市民生活課（内線536）

伊予市では、松山市・東温市・松前町・砥部町・久万高原町と連携し、ごみの減量化及び地球温暖化対策の一環として、「ごみ」として捨てられている不要なレジ袋を削減するために、「レジ袋！NO！キャンペーン2008」の参加協力店を募集します。

◇キャンペーンの内容

キャンペーン期間中(10～12月)、参加協力店は、買い物客が1回の買い物につきレジ袋を断ることに、応募カードにスタンプ1個を押します。買い物客は、スタンプが10個押されたカードで、各種商品が当たる抽選に応募できます。
※事業の詳細については、募集締め切り後に開催予定の「参加協力店説明会」で説明します。

■参加対象となる者

松山市・伊予市・東温市・松前町・砥部町・久万高原町のいずれかの地域内に店舗を有し、レジ袋を買い物客に渡している小売店

■申込方法

店名・店舗所在地・代表者名・

担当者名・連絡先を記入の上、はがき又はFAX、Eメールでお申し込みください。

■募集締め切り

7月31日(木)《当日消印有効》

■応募先

松山市環境事業推進課
(〒790-8571、松山市二番町4-7-12、☎9341-1861、メールアドレス kankyouj@city.matsuyama.shime.jp)

■問い合わせ

伊予市市民生活課、又は、松山市環境事業推進課(☎9481-6437)。



中小企業振興資金融資制度

産業経済課（内線573）

市内で1年以上、中小企業を経営している個人又は法人の方に、事業に必要な運転資金や設備資金を低利で融資する制度を設けています。お気軽にご利用ください。

■融資を受けることができる方
○市内に住居又は事業所があり、市税を完納している方

■融資条件

○融資限度額

500万円

学校給食提供施設のセンター化について 説明会を開催します

老朽化した学校給食提供施設の整備方針について説明会を開催します。関係者は、ぜひご臨席ください。

日時	場所
7/9(水)	なかやま農業総合センター2階会議室
7/11(金)	双海地域事務所2階会議室
7/15(火)	大平地区公民館3階会議室
7/17(木)	中村地区公民館2階会議室
7/22(火)	上野地区公民館2階会議室
7/24(木)	伊予市市民会館4階会議室

■問い合わせ 学校教育課(内線726)

任期満了(8月7日)に伴う

愛媛海区漁業調整委員会委員選挙の実施

選挙の期日の告示日 7月22日(火)

選挙の期日(投票日) 7月31日(木)

■投票について

投票ができる方は、愛媛海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に登録されている方です。

■問い合わせ

伊予市選挙管理委員会(内線583・584)

■貸付利率 年2.35%(国民生活金融公庫普通貸付利率の0.3%引き、6月末日の変動利率)

○融資期間 60か月以内
○返済方法 原則として分割払い(一括払いも可)
○保証人 法人の場合は、その代表者の方。個人の場合は、原則として不要ですが、経営者本人の配偶者等を保証人として求めることがあります。

「伊予市障害福祉サービス相談支援事業所」を紹介します

福祉課（内線553・556）

障害福祉サービス相談支援事業所は、障害者が自立した日常生活や社会生活を過ごせるように、さまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。

相談は、伊予市が委託している次の相談支援事業所で、相談支援専門員が応じます。（※相談は無料で、秘密は固く守られます。）

■市内委託相談支援事業所



社会福祉法人朝凧会
「伊予なぎさ園」
阿部 富美さん
☎982-6760



社会福祉法人梅寿会
「地域活動支援センター-くりのみ」
森平 澄子さん
☎967-1460

■市外委託相談支援事業所

◎社会福祉法人松山市社会福祉事業団

安藤 有紀さん

☎970-1371

◎社会福祉法人福角会

梶浦 英与さん

☎978-17778

◎社会福祉法人あゆみ学園

今村 高博さん

☎972-10999

◎社会福祉法人宗友福祉会

白石 憲征さん

☎963-13772

◎社会福祉法人金亀会

西村 幸さん

☎965-10298

また、障害者相談員による障害者相談も継続しています。

障害者相談員は、日常から障害者やその家族の相談に応じ、必要な助言や関係機関への連絡を取るなどして、自立更生を支援し、社会参加を促進するほか、障害者の地域活動の中心となって障害福祉の普及に努めています。

■身体障害者相談員

◎藤岡 健次さん（采 湊）

☎982-12170

◎水田 恒二さん（本 郡）

☎982-13675

■知的障害者相談員

◎長戸 和子さん（采 湊）

☎982-14547

郡中児童クラブA・B指導員を募集します

福祉課（内線539）

郡中児童クラブA・Bでは、労働等により保護者が昼間家庭にいない郡中小学校1～3年生の児童に適切な遊びを提供し、児童の健全育成と保護者に対する仕事と子育ての両立を支援しています。

■郡中児童クラブA・Bの概要

○開設日時

（月）金曜日 13時30分～18時

（土曜日）8時～17時30分

（長期休業日）8時～18時

※祝日及び年末年始を除く。

○場所 A／伊予市中央公民館3階、B／児童館あすなる2階

こんにちは

人権擁護委員です

人権擁護委員は、住民の皆さんからの人権相談や身の上相談を受けるなどの仕事を行っています。

このたび、7月1日付けで2人の方が、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

○高橋 宏文さん（灘町）〔新任〕

○皆川 宮子さん（上野）〔再任〕

＝7月の市税納期＝

今月の市税の納期は次のとおりです。
納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
固定資産税 （第2期）	7月31日(木)	7月28日(月)
国保税 （第1期）		

■問い合わせ 会計課（内線548・549）

■指導員の募集内容

○募集人員 若干名

○賃金 時間給900円

○勤務内容 週3日、1日4時間程度（※出勤日時については、指導員間で調整・決定しています。）

○応募資格 保育士・幼稚園教諭・小中教員のいずれかの有資格者

○申込方法 履歴書と各資格者証を福祉課児童福祉担当へ持参してください。

■問い合わせ 福祉課、又は、郡中児童クラブA（☎0901-945015965）

平成20年度後期高齢者医療保険料の納入通知書について

健康保険課（内線524）

後期高齢者医療保険料納入通知書が7月中旬に送付されます。後期高齢者医療保険料の納付は、年金から天引きする「特別徴収」と納付書又は口座振替などで納める「普通徴収」の2種類があります。

今回送付する通知書の保険料額欄には、「特別徴収額」・「普通徴収額」それぞれの納付金額が記入

一定の障害のある方は

「後期高齢者医療制度」で医療を受けることができます

65歳以上75歳未満の一定の障害のある方は、申請をすることにより、「後期高齢者医療制度」で医療を受けることができます。

■対象者

- 65歳以上75歳未満の方で、次の手帳をお持ちの方
- 身体障害者手帳
- ・身体障害者等級表による級別の3級に該当する方
- ・同表の4級の一部に該当する方
- 精神障害者手帳
- ・障害等級の1・2級に該当する方
- 療育手帳

されていますので確認してください。

「普通徴収」の方は、納入通知書が同封されていますので、納期限までに伊予市指定金融機関で納付してください。

□座振替を希望する方は、同封の伊予市市税等□座振替依頼書で、指定金融機関にお申し込みください。

- ・手帳の表示がAに該当する方
- ・手帳の表示がBで、身体障害者手帳4～6級に該当する方
- 窓口に持参する物
- 身体障害者手帳等(障害の程度が分かるもの)
- 被保険者証
- 印鑑

※詳しくは、健康

保険課後期高齢者医療担当（内線524）までお問い合わせください。



国民健康保険の「被保険者証」を交付します

健康保険課（内線545）

現在、国民健康保険に加入している皆さんがお持ちの「被保険者証」は、8月1日(有効期限/平成20年7月31日)から利用ができません。

そこで、新しい被保険者証を7月中にお手元に郵送します。ただし、長期間国保税を納付していない方は、窓口で納付相談の後、被保険者証を交付します。

なお、住所変更などで、郵便物が届かない方は、健康保険課窓口

で交付します。

■国民健康保険被保険者証

国民健康保険 被保険者証	有効期限	平成〇年〇月〇日
記号番号	1 2 3 4 5 6 7 8	
氏名	伊予 太郎	性別 男
生年月日		昭和〇年〇月〇日
資格取得年月日		平成〇年〇月〇日
交付年月日		平成〇年〇月〇日
世帯主氏名	伊予 花子	
住所	伊予市米湊〇〇〇番地	
保険者番号		
保険者名	愛媛県伊予市	
	愛媛県伊予市米湊820番地(Tel.089-982-1111)	

⑥ ストッフ・ザ 悪質商法

●開催場所が公共施設でも、安心はできません！

「健康で過ごせる新商品を紹介する」「無料配布」「先着〇名」「限定〇名」というので得た気分になった。販売員も優しく声を掛けてくれるし、近所の人も大勢来ている。信用しても大丈夫だろうか？

=====《ひとこと助言》=====

新規開店を装って、格安の食料品や日用品などを販売して、人を集める手口で、特に高齢者が被害に遭っています。締め切った会場では、興奮状態の中、競争心や集団心理を巧みに利用して、最終的には市場価格よりも高い商品を買わせるのが『催眠(SF)商法』です。「無料」の言葉につられたり、その場の雰囲気流されず、本当に必要なものが冷静に判断しましょう。「今日だけ」「ここだけ」「あなただけ」甘い言葉にご用心！

■相談窓口 消費者相談窓口(産業経済課内)

☎982-1111(内線573)

※毎週月・水・金曜日は、専門の相談員が対応します。

国民年金保険料の免除制度があります

健康保険課（内線547）

国民年金保険料の月額が14,410円(平成20年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額又は一部が免除(3段階)されます。

一部納付する場合の月々の保険料は次のとおりです。

- 4分の1納付…3,600円
- 2分の1納付…7,210円
- 4分の3納付…10,810円

これらの制度を利用する場合は、本人・配偶者・世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

国民年金の給付の3分の1は、国庫負担で賄われているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に、国庫負担に相当する額が年金額に反映されず。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合の受給資格にも含まれるため安心です。

ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれないので、

必ず一部保険料を納付する必要があります。

■免除された保険料の「追納」について

免除又は猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に納付することができます。ただし、この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定額が加算されます。

一般の年金相談は

『ねんきんダイヤル』へ！

☎0570-105-11165

〈月々金曜日〉8時30分～17時15分

※ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は19時まで受付を行います。

〈第2土曜日〉9時30分～16時

※IP電話(ひかり電話)、PHSからは、☎03-6700-1165

※祝日・年末年始は利用できません。

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く)は、次の当直水道指定工事業者に相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
7	5(土)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398
	6(日)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598
	12(土)	友澤設備 大 平	982-1381
	13(日)	武智水道工業(株) 上三谷	982-1268
	19(土)	(有)田中興業 中 山	967-0558
	20(日)	(株)佐々木工業所 湊 町	983-0450
	21(月)	佐伯工業所 灘 町	983-1244
	26(土)	(有)港南設備 稲 荷	982-4487
8	27(日)	(株)中山建設 中 山	967-1035
	2(土)	K・シマダ 下吾川	983-6553
	3(日)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地内側の修理は、すべて有料です。

= 市内の交通事故状況 =

(5月末日現在)

	5月	累計	前年比
発 生	14件	65件	-26件
死 者	0人	3人	+2人
傷 者	19人	78人	-36人

シートベルトを正しく着用しましょう！

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(5月末日現在)

	5月	累計	前年比
侵 入 盗	7件	34件	+10件
自 動 車 盗	1件	1件	-2件
オートバイ盗	3件	9件	+7件
自 転 車 盗	3件	14件	-3件
車上ねらい	2件	19件	+2件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
『夏の事故と予防』

伊予消防署 ☎982-0657

子どもを水の事故から
守ろう！

今年も暑い夏がやってきました。みんなが水に親しみ、水を生かして、より健康的な生活を送りたいものです。しかし、この季節は、一年中で一番水の事故が多い季節でもあります。こうした水による事故は、一瞬の気の緩みや不注意から起きています。

私たちの生活の中にも、水による危険が多く潜んでおり、水の事故から尊い命を守らなければなりません。水のある所には、事故の危険性があることを忘れずに、周囲の人が気を配り、事故を未然に防ぐようにしましょう。

こんな場所は要注意！

- ◎水の入っている浴槽
 - ◎使用中の洗濯機
 - ◎遊んだ後のビニールプール
 - ◎庭の池
 - ◎ため池や用水路
- ※好奇心と行動力のかたまりである乳幼児の事故は、周囲の大人が気を配り、予防する以外に方法はありません。日ごろから子どもの行

動を先回りして、環境の整備を心掛けましょう。

※子どもは危険な場所ほど興味を引かれるのですが、危険かどうかの判断はできません。実際に家の周囲の危険な場所を見せ、教えておくのも事故を防止する一つの方法です。



子どもが泳ぎに行くときには…

- ◎どこに行くのか聞く(海、川に子どもたちだけで行かせない)
- ◎だれと行くのか聞く(一人では行かせない)
- ◎いつ帰るか聞く(約束の時間に帰らせる)
- ◎泳ぐときの注意点を言い聞かせる
- ◎行く前に必ず健康チェックをする
 - ・熱はないか
 - ・風邪をひいていないか
 - ・顔色は良いか
 - ・食欲はあるか
 - ・疲れている様子はないかなど

熱中症予防

これからの季節、熱中症の事故が多く発生します。梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日には、事故が起りやすいので注意が必要です。

■熱中症とは

体の中と外の「あつき」によって引き起こされるさまざまな体の不調であり、熱波により、主に高齢者に起こるもの、幼児に高温環境で起こるもの、暑熱環境での労働で起こるもの、スポーツ活動中に起こるものがあります。

■熱中症予防

- 服装は軽装にして、素材も吸湿性や通気性の良いものに！
- 屋外で直射日光が当たる場合には帽子を着用！
- 暑いときには無理な運動を控える！
- 暑いときにはこまめに水分を補給する！

■熱中症の治療

非常に暑い環境下にあつて、高い体温、赤い・熱い・乾いた皮膚、ズキンズキンとする頭痛、めまい、吐き気、意識の障害があれば熱中症を疑います。

- ▽症状が軽ければ、以下の処置で通常は回復します。
- ▽涼しい場所に運ぶ！
- ▽衣服を緩めて寝かす！
- ▽水分を補給する！

■伊予市管内の火災と救急出場件数(5月末日現在)

種別	5月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	0	0	0	5	1	0
	0	0	0	1	0	0
	0	0	0	0	0	0
救急出場 件数	95	15	23	492	87	112
	15	15	23	87	87	112
	23	23	23	112	112	112

火災・救急 → 119
火災救急病院 案内 982-5959

▽水をかけたり、ぬれタオルを当ててあおぐ！

▽首、脇の下、足の付け根など、太い血管のある部分に氷やアイスパックを当てる！

意識の状態が悪い、体温が異常に高い場合は重症です。意識障害は軽いこともあります。応答が鈍い、言動がおかしいなど、少しでも異常がみられるときには、病院で診察を受けましょう。

お詫びと訂正
先月号(広報いよし6月号)掲載の4月分救急出場件数において本庁地区「103件」となっていました。正しくは「106件」の誤りでした。お詫びするとともに訂正いたします。